

防衛庁所属国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令を次のように定める。

昭和40年4月1日

防衛庁長官 小泉純也

防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令

改正 昭和44年5月28日庁訓第27号
昭和52年7月1日庁訓第27号
昭和59年6月30日庁訓第37号
平成元年3月4日庁訓第6号
平成13年1月6日庁訓第2号
平成13年9月13日庁訓第72号
平成18年12月28日庁訓第121号
平成19年8月30日省訓第145号
平成27年10月1日省訓第39号

（目的）

第1条 この訓令は、防衛省が所管する国有財産のうち、国有財産法（昭和23年法律第73号。）第2条第1項に規定する航空機及びその従物の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、「航空機及びその従物」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機及び航空機の運用上これに付属する器具（以下「属具」という。）をいう。

2 この訓令において、「部局」とは、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「規則」という。）第2条に規定する部局のうち、防衛大学校、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び防衛装備庁をいう。

（取得報告）

第3条 部局長（以下「部局長」という。）は、規則第29条の規定により航空機及びその従物（以下単に「航空機」という。）の取得について報告する場合は、取得の日から30日以内に、別記様式第1により行うものとする。

（所属替）

第4条 部局長は、航空機の所属替を受けようとする場合は、規則第16条の規定にかかわらず、別記様式第2により、あらかじめ、防衛大臣に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、当該航空機が、装備品等の部隊使用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第74号）第4条第1項の規定により防衛大臣の承認を受けた場合として当該部局長が監督する自衛隊の部隊の使用に供することが認められているときは、別記様式第2に準じ

て作成した様式により防衛大臣に報告するものとする。

2 部局長は、所属替予定日に所属替を行わなかった場合は、速やかに防衛大臣に報告するものとする。

(使用)

第5条 部局長は、部局所属の航空機について、部局以外のものに規則第19条、第20条及び第21条第1項に基づく使用を認めてはならない。

(用途廃止)

第6条 部局長は、航空機の用途を廃止しようとする場合には、規則第22条第3項の規定にかかわらず、別記様式第3により、あらかじめ、防衛大臣に申請し、その承認を受けるものとする。

(受領官)

第7条 部局長は、航空機の引渡しを受ける場合には、受領官を指名し、規則第31条に規定する照合及び受領調書の作成並びに当該航空機の受領を行わせるものとする。

(被害報告)

第8条 部局長は、規則第32条第1項の規定により被害の報告をする場合には、別記様式第4により行うものとする。

2 部局長は、航空機の滅失又はき損による損害見積価格が500万円を超えない場合には、規則第32条第1項本文の規定にかかわらず、防衛大臣への報告は、行わないものとする。

3 部局長は、規則第32条第2項の規定により亡失について報告する場合には、別記様式第4に準じて作成した様式により行うものとする。

(改造報告)

第9条 部局長は、航空機を改造（航空機の重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他耐空性に重大な影響を及ぼさない改造で、その価格において500万円以上の変動を生じないものを除く。）したときは、別記様式第5により防衛大臣に報告するものとする。

(現況報告)

第10条 部局長は、毎月末日現在の航空機の現況を別記様式第6により翌月10日までに防衛大臣に報告するものとする。

(台帳登録期日)

第11条 部局において、国有財産台帳に登録する場合の期日は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 購入、新造、寄付等所有権の異動については、航空機の引渡しを受けた日又は引渡しをした日
- (2) 改造、属具取付又は属具取こわしによる異動については、工事完了による引渡しを受けた日
- (3) 所管換、所属替等国の機関との間の異動については、国有財産受渡証書に記載された引渡しを受けた日又は引渡しをした日
- (4) 誤びゅう訂正等台帳整理上の異動については、その事案の決議書が決裁された日
- (5) 用途廃止した場合の異動については、その用途廃止が承認された日
- (6) 喪失した場合の異動については、その事実発生の日

(台帳価格)

第12条 国有財産の台帳に登録すべき価格は、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第21条及び規則第39条の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 数機を1契約により取得したときは、契約価格を全機数で除した平均価格とする。
- (2) 概算契約により取得した場合で、価格の確定まで日時を要するときは、概算価格とし、後日価格が確定したとき訂正するものとする。
- (3) 国外で取得した航空機の価格は、その輸送諸掛を加算した価格とする。

(台帳の用語)

第13条 国有財産台帳に記入すべき増減事由用語は、別表によるものとする。

(実施細目)

第14条 部局長は、実施細目を定めるときは、防衛大臣の承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 第15条の規定は、昭和40年4月末日以後の航空機の現況について適用する。
- 3 防衛庁の事務次官の専決及び代決並びに防衛庁本庁の内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3 装備局長専決事項航空機課所掌事務を次のように改める。

航空機課所掌事務

- (1) 航空機の方法、部品及び装備品等の認定試験の品目及び承認実施計画の承認に関すること。
- (2) 防衛庁所属国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号）第5条の規定に基づく所管換の内協議に関する承認、第6条第1項の規定に基づく所属替の内協議に関する承認、第7条第1項の規定に基づく用途廃止に関する承認及び第17条の規定に基づく実施細目に関する承認に関すること。

附 則（昭和44年5月28日庁訓第27号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則（昭和52年7月1日庁訓第27号）（抄）

この訓令は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

- 1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。

- 5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年9月13日庁訓第72号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年9月13日から施行する。

附 則（平成18年12月28日庁訓第121号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第13条関係）

購 入

防衛省が、直接防衛省の事務又は事業の用に供する目的をもって、国以外の者の所有にかかる航空機を売買契約によつて新規に取得した場合である。

新 造

国が、直接又は請負契約により航空機を新規に製造した場合である。

寄 付

防衛省が、直接防衛省の事務又は事業の用に供する目的をもって国以外の者の所有にかかる航空機の贈与を受けた場合である。アメリカ合衆国政府から日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づいて無償で航空機の供与を受けた場合を含む。

帰 属

法令の規定に基づき、国以外の者の所有にかかる航空機を国が原始取得した場合である。例えば民法第162条に規定する取得時効完成財産等をいう。

所 管 換

国有財産法第4条第2項に規定するとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下「各省各庁の長」という。）の間において国有財産の所管を移すことをいう。

所 属 替

国有財産法第4条第3項に規定するとおり同一所管内に2以上の部局がある場合に、1の部局の所属に属する国有財産を他の部局の所属に移すことをいう。

行政財産より組替

各省各庁においてその所管に属する行政財産の用途を廃止した普通財産を国有財産法第8条第2項の規定に基づき各省各庁の長が管理することとなつた場合であつて、その普通財産を普通財産の管理及び処理の機関である財務省（財務局）に引継ぎすることなく、各省各庁がその所管の普通財産に繰り入れて整理する場合である。したがつて、この用語は普通財産以外には適用されない。

国有財産法第8条第2項に規定する場合とは、国有財産法施行令第5条第1項第4号に規定する場合であり使用に耐えない航空機を取りこわしする目的をもって行政財産の用途を廃止する場合以外の場合であつて、技術その他の関係から財務省財務局においてその財産を処分することが著しく不適當であると認められるものである。

用途廃止

防衛省においてその所管に属する行政財産を国有財産法第8条第2項の規定に基づき、防衛省において管理する普通財産に繰り入れる目的をもって用途を廃止した場合である。すなわち、国有財産法施行令第5条第1項第4号に規定する場合で使用に耐えない航空機を取りこわし又は返還の目的をもって行政財産の用途を廃止する場合以外の場合であつて、技術その他の関係から財務省（財務局）においてその財産を処分することが著しく不適當と認められるものであるものについて、この用語で整理する。したがつて、行政財産においてこの用語を使用した場合は、同時に普通財産において行政財産より組替の用語で整理されなければならない。

誤びゆう訂正

既に台帳に記載した又は国有財産増減及び現在額報告書に計上したものについて当該台帳記載事項又は報告事項に誤りがあつたことを発見し、その誤りを訂正した場合である。この用語は誤つて記載又は報告した用語を冠記する。

なお、国有財産の調整上及び整理上の訂正で、他に適当な用語がない場合この用語によつて整理する。

報告洩れ

部局において台帳に記載してある国有財産について、国有財産法第33条第1項の規定に基づき調整した当該年度の国有財産増減及び現在額報告書に、財産の引受け、引継ぎその他の事由により、当該年度中において取得した国有財産について計上できず翌年度以後の報告においてこれを計上のうえ報告する場合である。

なお、この用語は本来報告すべき年度及び取得事由を冠記する。

返 還

法令の規定に基づき国有財産を旧所有者に返還した場合である。日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定により無償で供与された航空機を当初の用途のため不用となり返還する場合を含む。

価格改定

国有財産法施行令第23条本文の規定に基づき国有財産台帳の価格改定を行なつた場合である。

喪 失

航空機が、海上墜落その他これに類似する事由で滅失した場合及び国以外の者によつて取得された場合である。

取りこわし

取りこわし材を物品に編入した場合である。この場合は国有財産法施行令第5条第1項第3号に該当するときであつて、内部手続として取りこわしによる用途廃止であるが、台帳整理は、用途廃止又は物品へ編入としないでこの用語による。

改 造

航空機の全面的改装又は一部取りこわして改装した場合である。ただし、航空機の重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他耐空性に重大な影響を及ぼさない改造で、その価格において500万円以上の変動を生じないものを除く。

属具取付

航空機に属具を新たに取り付けた場合である。

属具取こわし

航空機の属具を取り除いた場合である。

別記様式第1（第3条関係）

番 号
年 月 日

防衛大臣 殿

部 局 長

国有財産（航空機）の取得について（報告）

標記について、行政財産とする目的をもって航空機を別紙のとおり取得したので、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第29条の規定に基づき報告します。

添付書類：国有財産（航空機）取得報告

別記様式第1別紙

国有財産（航空機）取得報告

- 1 管理部局名
- 2 当該財産の台帳記載事項

区分	種目	型式	機番号	構造及び寸法	性能及び用途	台帳価格（円）	沿革	主要設備
				機体： 翼： 全長： 全幅： 全高：	発 動 機： 型 式 出 力 巡航速度： 乗 員 数： 全備重量： 用 途：			

- 3 取得した年月日及び事由
 - (1) 年月日：
 - (2) 事 由：
 - 4 取得した相手方の住所及び氏名
 - 5 その他参考となるべき事項
- 注 1機について一葉作成する。

別記様式第2（第4条関係）

番 号
年 月 日

防衛大臣 殿

部 局 長

国有財産（航空機）の所属替について（申請）

標記について、別紙の行政財産（航空機）の所属替を受けたいので、防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号）第4条の規定に基づき申請します。

添付書類：国有財産（航空機）所属替申請

別記様式第2別紙

国有財産（航空機）所属替申請

- 1 所属替を受ける部局名
- 2 現在の管理部局名
- 3 当該財産の台帳記載事項

区分	種目	型式	機番号	構造及び寸法	性能及び用途	台帳価格（円）	沿革	主要設備
				機体： 翼： 全長： 全幅： 全高：	発 動 機： 形 式 出 力 巡航速度： 乗 員 数： 全備重量： 用 途：			

- 4 所属替を受けようとする理由
- 5 用途及び利用計画
- 6 相手方の同意書の写し
- 7 所属替（引渡し）予定日
- 8 その他参考となるべき事項

注 1機について一葉作成する。

別記様式第3 (第6条関係)

番 号
年 月 日

防衛大臣 殿

部 局 長

国有財産（航空機）の用途廃止について（申請）

標記について、部局所属の行政財産（航空機）を別紙のとおり用途廃止したいので、防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号）第6条の規定に基づき申請します。

添付書類：国有財産（航空機）用途廃止申請

別記様式第3別紙

国有財産（航空機）用途廃止申請

- 1 管理部局名
- 2 当該財産の台帳記載事項

区分	種目	型式	機番号	構造及び寸法	性能及び用途	台帳価格（円）	沿革	主要設備
				機体： 翼： 全長： 全幅： 全高：	発動機： 型 式 出 力 巡航速度： 乗 員 数： 全備重量： 用 途：			

- 3 用途を廃止しようとする事由
- 4 用途廃止後の処分方法
- 5 その他参考となるべき事項

注 1機について一葉作成する。

別記様式第4（第8条関係）

番 号
年 月 日

防衛大臣 殿

部 局 長

国有財産（航空機）の被害について（報告）

標記について、部局所属の行政財産（航空機）に別紙のとおり事故による被害があったので、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第32条第1項の規定に基づき報告します。

添付書類：国有財産（航空機）被害報告

別記様式第4別紙

国有財産（航空機）被害報告

- 1 管理部局名
- 2 当該財産の台帳記載事項

区分	種目	型式	機番号	構造及び寸法	性能及び用途	台帳価格（円）	沿革	主要設備
				機体： 翼： 全長： 全幅： 全高：	発動機： 型 式 出 力 巡航速度： 乗 員 数： 全備重量： 用 途：			

- 3 事故発生の日時及び場所並びに滅失又はき損の原因
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 滅失又はき損の原因
- 4 被害財産の明細（数量及び被害の程度を記載すること。）
- 5 損害見積価格及び復旧可能なものについては、復旧費の見込額
- 6 き損した財産の保全又は復旧のためにとつた応急措置
- 7 その他参考となるべき事項

別記様式第5（第9条関係）

番 号
年 月 日

防衛大臣 殿

部 局 長

航空機の改造について（報告）

標記について、下記のとおり実施したので、防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号）第9条の規定に基づき報告する。

記

- 1 航空機の機種 機番号
- 2 改造の目的
- 3 改造の時期
- 4 改造の内容
- 5 改造の前と改造機の価格
- 6 参 考

ア 装備品等の部隊使用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第74号）第4条第2項の規定による承認書の写し

イ 国有財産台帳の写し

別記様式第6（第10条関係）

番 号
年 月 日

防衛大臣 殿

部 局 長

航空機の現況について（報告）

標記について、防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号）第10条の規定に基づき、別表のとおり報告する。

添付書類：平成〇年〇月末現在航空機現況表

別記様式第6別表

平成〇年〇月末現在航空機現況表

部局名：

機 種	取得別内訳					航 空 機 の 現 況											備 考			
	新 造	購 入		供 与	そ の 他	合 計	部 隊 等 配 属 機					そ の 他						合 計		
		国 産	輸 入							計	定 期 修 理 (IRAN O/H)	教 材 機	格 納 機	破 損 機	そ の 他	計				
固定翼航空機																				
	小計																			
回転翼航空機																				
	小計																			
合 計																				

- 注：1 部隊等配属機の欄の下欄には、航空部隊として独立して機能することができる部隊（例えば、方面航空隊、航空群、航空団、航空隊等）及び機関ごとに記入すること。
- 2 定期修理、教材機、格納機等の機数については、備考欄で配属先を明らかにすること。